

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県大野城市東大和四丁目7番3号

氏名 株式会社キクハラ金属

代表取締役 菖蒲 盛夏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川

洋



許可の年月日 令和2年12月21日

許可の有効年月日 令和7年12月20日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮切断）：金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上1品目

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮切断施設：設置場所 福岡県太宰府市水城二丁目434番11外1筆

設置年月日 平成16年1月24日

処理能力 208t/日（8時間）

選別施設：設置場所 福岡県朝倉市中原字南原343番1

設置年月日 平成24年5月7日

処理能力 18t/日（8時間）

以下余白

（以下裏面記載）

3. 許可の条件

- (1) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は15.9 m³以下とすること。
- (2) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず、混合廃棄物（繊維くず、ゴムくず）、混合廃棄物（ガラスくず等、がれき類））の保管数量はそれぞれ0.76 m³以下とすること。
- (3) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は8.64 m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年12月21日 更新許可

平成18年 5月 8日 変更許可により中間処理（選別）の追加

平成22年12月21日 更新許可

平成27年12月21日 更新許可

令和 2年12月21日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無